



1) 成年後見制度の基礎理解および  
意思決定支援の基本的考え方

2) 情報交換会  
法人後見の普及に向けた検討

令和6年10月8日（火）

成年後見制度利用促進専門家会議委員

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター 「あすライツ」



センター長

住田 敦子

# 成年後見制度の基礎理解および 意思決定支援の基本的考え方

---



- ① 成年後見制度利用促進法と中核機関
- ② 成年後見制度の基礎理解  
休憩
- ③ 意思決定支援の基本的考え方



# 特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター紹介 設置主体(5市1町)



平成23年10月開設

5市1町人口合計 477,502人  
(令和6年4月1日現在)



・瀬戸市・尾張旭市・豊明市  
・日進市・長久手市・東郷町

【受任者の約57%は障害のある人】

## ①職員数 14人 (設置時3人)

- ・センター長 (専門相談員兼務)
- ・専門相談員 10人 (社会福祉士)
- ・事務員 3人 (支援員兼務)

## ②事業内容

- ◇ 6市町の中核機関を受託  
(広報啓発・相談・市民後見推進・受任調整・後見人支援・協議会の事務局)
- ◇ 独自事業 法人後見

	後見	保佐	補助	合計
認知症	12	9	3	24
知的障害	7	2	0	9
精神障害	11	4	2	17
高次脳機能障害	4	0	2	6
合計	34	15	7	56

終了 66名

市民後見人へのリレー 11名

法人後見 累計 133名 (令和6年8月31日現在)



尾張東部地域で活躍する市民後見人を紹介  
(厚生労働省HP成年後見はやわかり)

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

市民後見人バンク登録者数 累計94名

受任件数 累計44件 (令和6年8月31日現在)



# 契約社会と成年後見制度

① 子どもが**20歳**をすぎると、親だからといって取り消すことはできません

※**2022年4月民法改正 18歳成人**

判断能力がなかったことを後から証明することは困難

② 契約の相手方も、取り消されると困るため、必要な契約もしてくれないこともあります。



判断能力が十分でない人が、契約社会のなかで生活に困らないように成年後見制度を制定

介護保険制度がスタート→措置から契約へ(平成12年)

**障害者自立支援法→措置から契約へ(平成18年)**

# 消費者被害の事例



Aさん(28歳)知的障害(軽度・自閉症)

- 両親と3人暮らし
- 友人に借金の連帯保証人になってほしいと頼まれて「友達だろう」と言われてよくわからないままサインした。



友人は債務の返済をせず、連絡不能となった。  
消費者金融から債務弁済の通知が届き、両親が理由を説明するも「本人が保証人とわかってサインした」と取り合ってもらえず、200万円の債務を負った。

# Aさんの両親から相談を受けました

---



あなたはどうしますか？



# 契約能力がなかったことを あとから証明することは難しい

---



# 成年後見制度利用促進の必要性と課題

## 必要性

- 認知症等により判断能力が低下すると、
  - ① 預貯金の引出し等、金銭管理が困難
  - ② 介護サービスや入院が必要でも契約困難
  - ③ 住宅・金融・医療等の全般にわたり支障、消費者被害、詐欺のターゲットになるおそれ
- 今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていく
- 一方、成年後見制度の利用者は約22.4万人



必要な人に制度が利用されていない可能性

## 課題

- 社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度があまり利用されていない
- 法律専門職等が後見人に選任されるケースの中には、意思決定支援、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がある
- 後見人等への支援体制が不十分、福祉的観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが困難な家庭裁判所が相談対応
- このため、利用者が制度を利用するメリットを実感できていない



# 成年後見制度の利用の促進に関する法律



平成28年5月施行

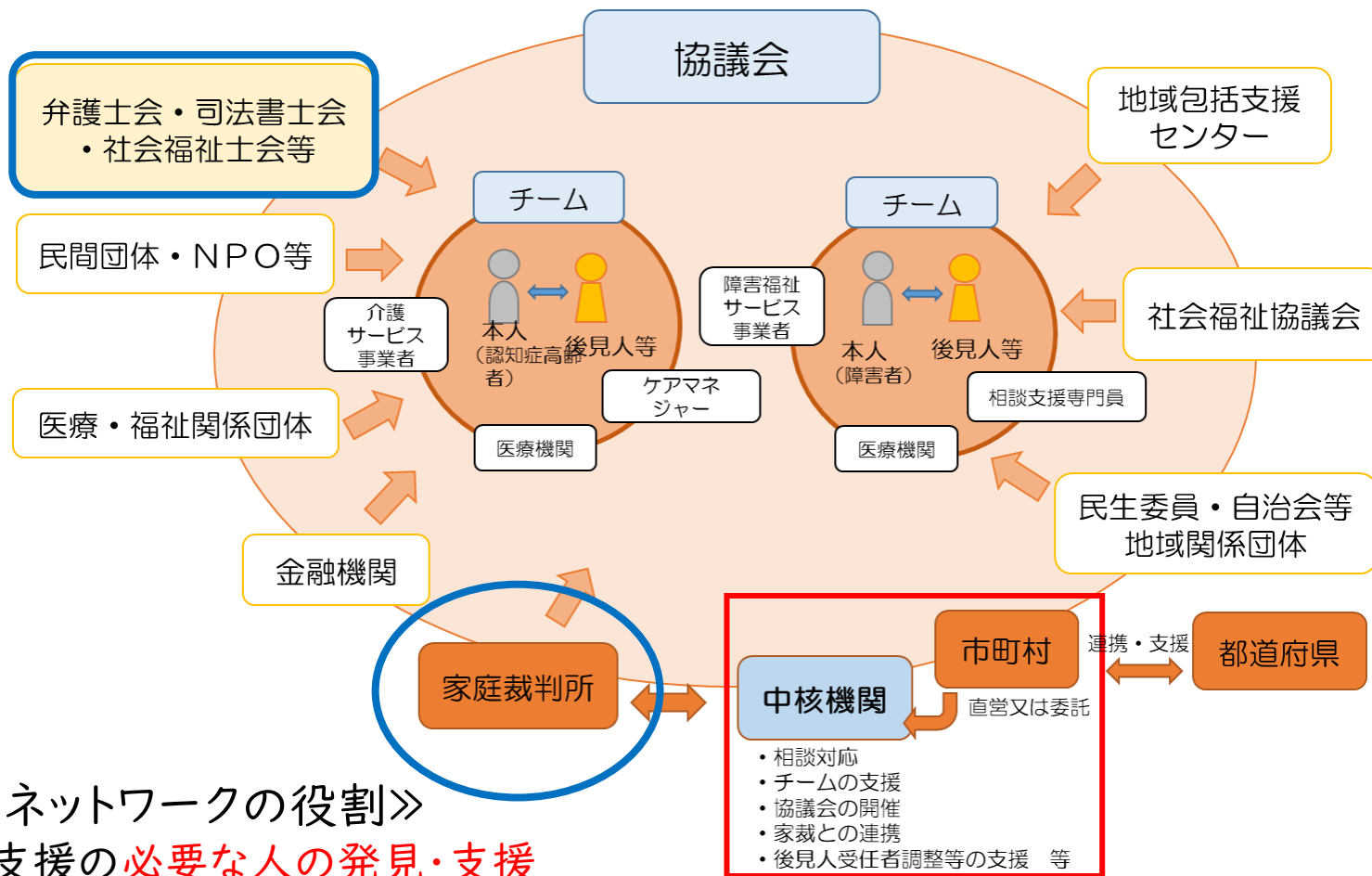
## 成年後見制度利用促進法第3条

成年後見制度の利用の促進は

- ① 成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと
- ② 成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと
- ③ 成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと

等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする（第3条第項）

# 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり



## 《地域連携ネットワークの役割》

- ▶ 権利擁護支援の**必要な人の発見・支援**
- ▶ **早期の段階**からの相談・対応体制の整備
- ▶ **意思決定支援**・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

# 愛知県の中核機関体制整備状況

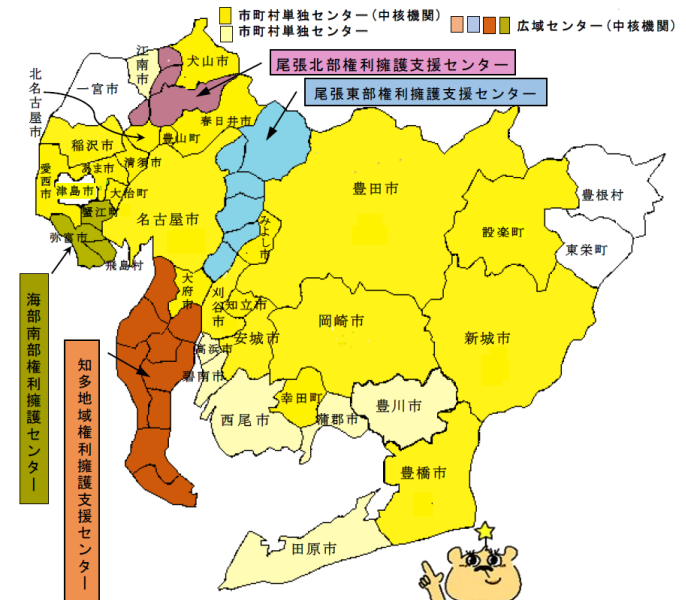
## 愛知県の特徴

広域行政によるセンター設置4か所 愛知県内の広域市町設置率 (45%)

- ・ NPO法人知多地域権利擁護支援センター9市町
- ・ **NPO法人尾張東部権利擁護支援センター6市町**
- ・ NPO法人尾張北部権利擁護支援センター4市町
- ・ NPO法人海部南部権利擁護支援センター3市町

## 広域センター設置のメリット

- ・ スケールメリット
- ・ 運営費用負担の軽減
- ・ 行政担当者の異動による影響が少ない



あなたの地域の中核機関を  
確認しましょう

愛知県内中核機関設置済47市町 87%

# 第2期成年後見制度利用促進基本計画における 中核機関の役割

中核機関とは地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり以下の役割を担う

①本人や関係者等から権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割

②専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営など）

チームを支えるための支援機能  
主語「福祉・行政・法律専門職などが」

機能を強化するための地域の体制作り  
主語「地域連携ネットワークの関係者が」

これら全体コーディネートを担う役割＝中核機関

本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能

権利擁護支援を行う3つの場面に对应した形で、**福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援機能」と家庭裁判所による「制度の運用・監督機能」**に分類



機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組

- 地域連携ネットワークの関係者が自発的に協力して取り組む3つの視点に分類
- ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「**共通理解の促進**」の視点
  - イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「**多様な主体の参画・活躍**」の視点
  - ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「**機能強化のためのしくみづくり**」の視点

福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能

家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能

権利擁護の相談支援

制度利用の案内

- ・本人や関係者からの相談対応・制度説明
- ・権利擁護支援二ーズの精査
- ・成年後見制度の適切な利用の検討
- ・本人の権利擁護支援二ーズに応じた支援へのつなぎ

- ・裁判所の手続きを利用するために必要となる情報の提供・手続案内
- ・各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先の案内

権利擁護支援チームの形成支援

適切な選任形態の判断

- ・具体的な課題の整理、本人の意向を反映した支援方針の検討
- ・適切な申立ての調整
- ・後見人等に求められる役割や交代の方向性の確認等
- ・後見人等の候補者と選任形態の調整
- ・本人の意向を踏まえた権利擁護支援のチーム形成

情報の共有

- ・権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報（本人の意向や対応すべき課題、後見人等の候補者、選任形態等）を含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任

権利擁護支援チームの自立支援

適切な後見事務の確保

- ・支援の方針や課題の解決状況を確認する時期等の共有
- ・後見人等や権利擁護支援チーム関係者からの相談対応
- ・支援の調整や後見人等の交代、類型・権限変更などの検討・調整

- ・後見業務の監督処分
- ・適切な後見等事務を確保する観点からの後見人等に対する相談対応・助言等
- ・後見人等の適切な交代や選任形態の見直し

共通理解の促進の視点

- ・権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む）
- ・権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）

多様な主体の参画・活躍の視点

- ・地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化
- ・中核機関と各相談支援機関との連携強化

機能強化のためのしくみづくりの視点

- ・各相談支援機関等の連携のしくみづくり
- ・成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり
- ・成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
- ・後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり
- ・市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築

- ・意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透

- ・地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援

- ・制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者との連携強化

- ・後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築
- ・家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

成年後見制度の利用前

申立の準備から後見人の選任まで

後見人の選任後

# 広報・相談（相談支援機能）

チームを支えるための支援機能  
 制度利用が必要な人を適切につなぐ  
 ための取組

## 中核機関が主催する 様々な研修・講演会

講演会

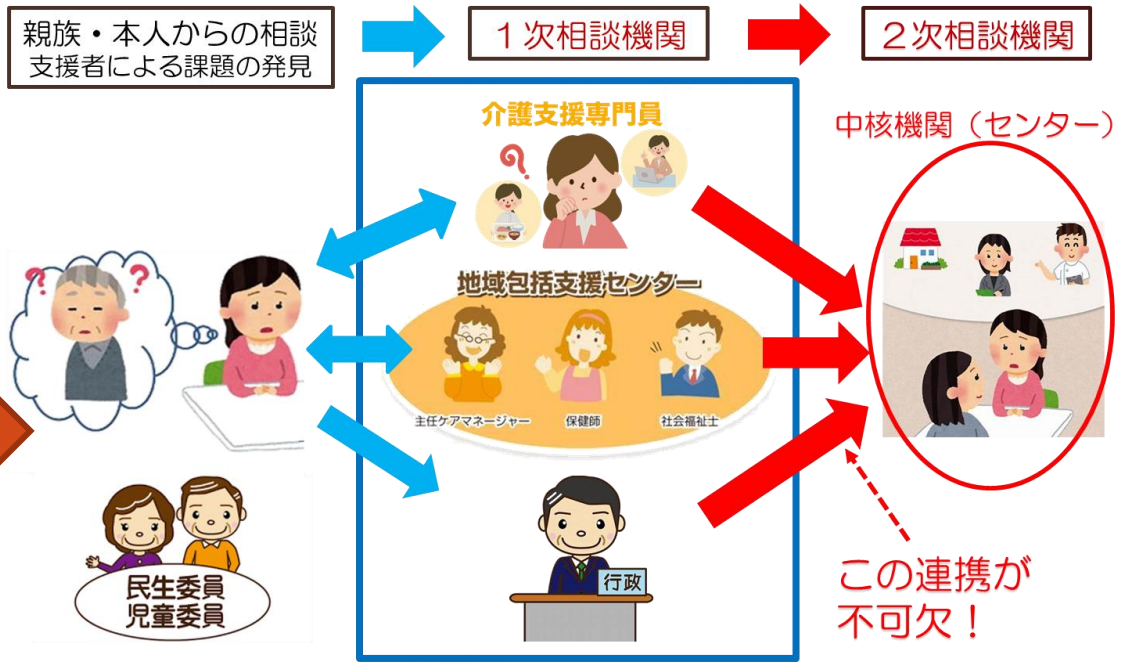
成年後見セミナー

出前講座・家族会など

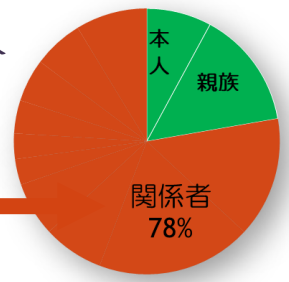
勉強会・研修会

- ・ 住民向け勉強会
- ・ 行政職員・福祉関係者等勉強会
- ・ 福祉職向け勉強会
- ・ 専門職（法律/医療/福祉/行政）のための権利擁護研修会
- ・ 行政/医療/福祉職のための実務研修会
- ・ 年間30～40回開催

## 相談事業（本人・親族・関係者）



相談者種別割合



相談実績から見える  
 相談支援との連携成果

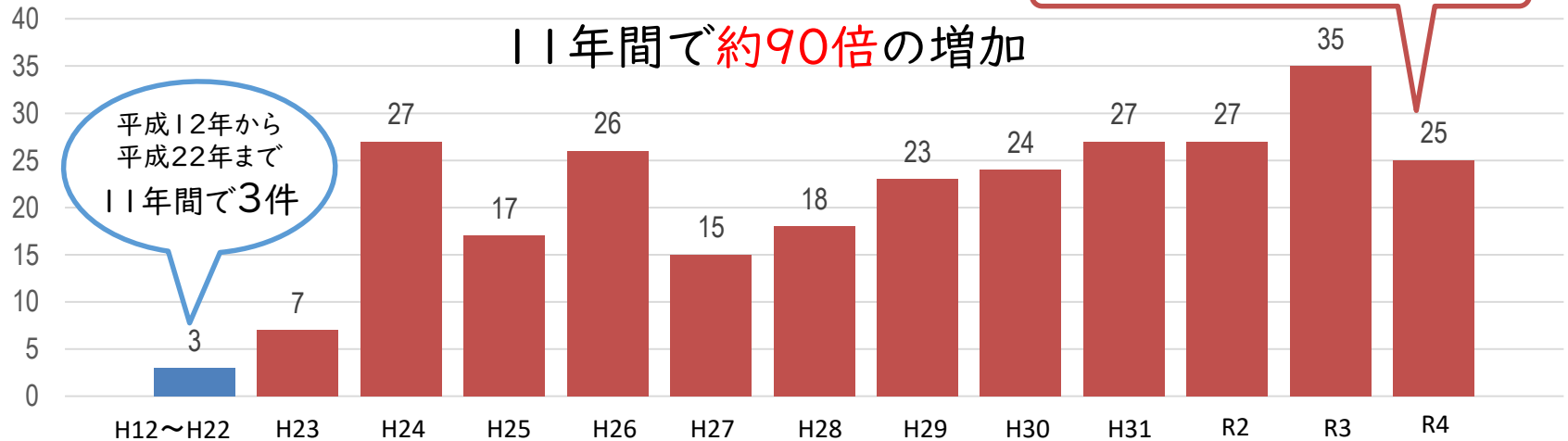
# 尾張東部圏域の首長申立ての推移

	H12~ H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	合計
瀬戸市	2	0	7	3	9	5	2	11	7	9	9	18	8	88
尾張旭市	0	1	2	7	4	3	4	6	3	6	6	4	3	49
豊明市	0	5	11	1	3	4	3	4	3	2	2	8	7	53
日進市	0	1	5	3	3	3	5	1	4	6	3	2	3	39
長久手市	0	0	2	1	3	0	2	0	1	3	4	1	4	21
東郷町	1	0	0	2	4	0	2	1	6	1	3	2	0	21
合計	3	7	27	17	26	15	18	23	24	27	27	35	25	271

↑H23年10月センター設置

センター設置後11年半で271件

11年間で約90倍の増加



— 権利擁護支援の地域連携ネットワーク推進の成果 —

# 法律専門職とのネットワーク構築の工夫

チームを支えるための支援機能  
適切な後見人候補者の調整

地域の体制づくりのための取組  
コーディネート例

法律専門職との連携ツールの仕組み作り ①利用支援事業整備②名簿の整備



1. 後見人等の候補者
2. 市民後見人専門相談
3. 権利擁護一般専門相談
4. 各種法律手続き依頼  
(相続、債務整理等)
5. 司法 医療 福祉 合同研修会  
弁護士27名 司法書士47名  
計74名登録 (令和6年4月)



専門職協力者名簿登録制度(H26~)

独自の連携システムを構築

「成年後見制度利用支援事業要綱」の5市1町共通整備  
専門職後見人の報酬担保





# 担い手の育成支援（市民後見推進事業）

地域の体制づくりのための取組  
担い手の育成の例



- 市民後見推進事業により**市民の参加**による地域連携ネットワークの構築
- 専門職、各市町社会福祉協議会、家庭裁判所との連携推進



誰もが、安心して、自分らしく生きるために  
困った人の支えになる**“市民後見人”**

自分や家族が「認知症」や「障害」等が原因で自分で物事を判断することが難しい（難しくなった）としたら……きっと財産管理や契約行為は一苦勞になります。例えば、不利益な契約を結んでしまったり、悪徳商法の被害にあう危険性も潜んでいます。このように自己判断能力が不十分な人たちを保護し、支援するのが「成年後見制度」です。高齢化社会のいま、利用者の増加が見込まれる成年後見制度や、この制度を支える「市民後見人」について紹介します。

### 成年後見人等とは

成年後見制度に基づき、本人の心身の状態や考えを尊重し、金銭や不動産などの「財産管理」と、施設入所の契約や福祉サービスを受けるための手続きといった「身上保護」を行う人のことです。本人の判断能力や生活状況によって支援内容は変わり、成年後見人だからといって、本人や家族に代わり、何でもできるというわけではありません。成年後見人等は家庭裁判所から選任されているため、事務が適切に行われているかの報告義務があります。家庭裁判所や成年後見監督人等の監督を受けるので、安心して利用できる制度となっています。

### 成年後見人等ができること

- 印鑑・預金通帳の管理
- 年金の受け取り
- 施設入所の手続きや支払い
- 定期訪問で生活状況を確認など

### 成年後見人等ができないこと

- 手術など医療行為への同意
- 毎日の買い物、食事の世話
- 賃貸借契約の保証人
- 遺言作成、婚姻・離婚の手続きなど

### 成年後見人等にはどんな人がなるの？

<b>親族後見人</b> 本人の配偶者、子、孫などの親族	<b>専門職後見人</b> 弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職	<b>市民後見人</b> 専門機関による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を生かした権利擁護の担い手	<b>法人</b> 社会福祉法人や社団法人、NPO法人など
---------------------------------	---------------------------------------	--	----------------------------------

### 成年後見人等申立ての流れ



巡回相談を受け付けています。日時などの詳細は、P20で確認

年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	受任率 (%)
バンク登録者数	19	19	38	35	43	39	55	55	
※法人後見からのリレー累計	4	4	5	6	7	10	11	11	
※専門職からのリレー累計	0	0	0	0	0	3	3	3	
受任者累計	5	10	12	19	20	29	34	40	60.6%

# 第2期成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方



—地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進—



成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、**本人の地域社会への参加を目指す**ものである。本人の**自己決定を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視**した制度の運用とすること

参考：第12回専門家会議資料

# 成年後見制度の基礎理解および 意思決定支援の基本的考え方

---



- ① 成年後見制度利用促進法と中核機関
- ② 成年後見制度の基礎理解  
休憩
- ③ 意思決定支援の基本的考え方



# 成年後見制度の概要



判断能力が不十分な人が対象  
家庭裁判所の審判

## 法定後見制度

後見	保佐	補助
----	----	----

判断能力に応じた3類型  
類型に応じて支援する内容が異なる  
家庭裁判所が後見人等を選任する



認知症や障害に備えて  
あらかじめ自分で  
選んだ人と  
任意後見契約を締結

## 任意後見制度

将来型	移行型	即行型
-----	-----	-----

自分で選んだ人に代わりにしてもらいたいことを契約しその内容を公正証書で作成する  
死後委任契約・見守り契約・財産管理契約など契約できる



# 成年後見制度とは

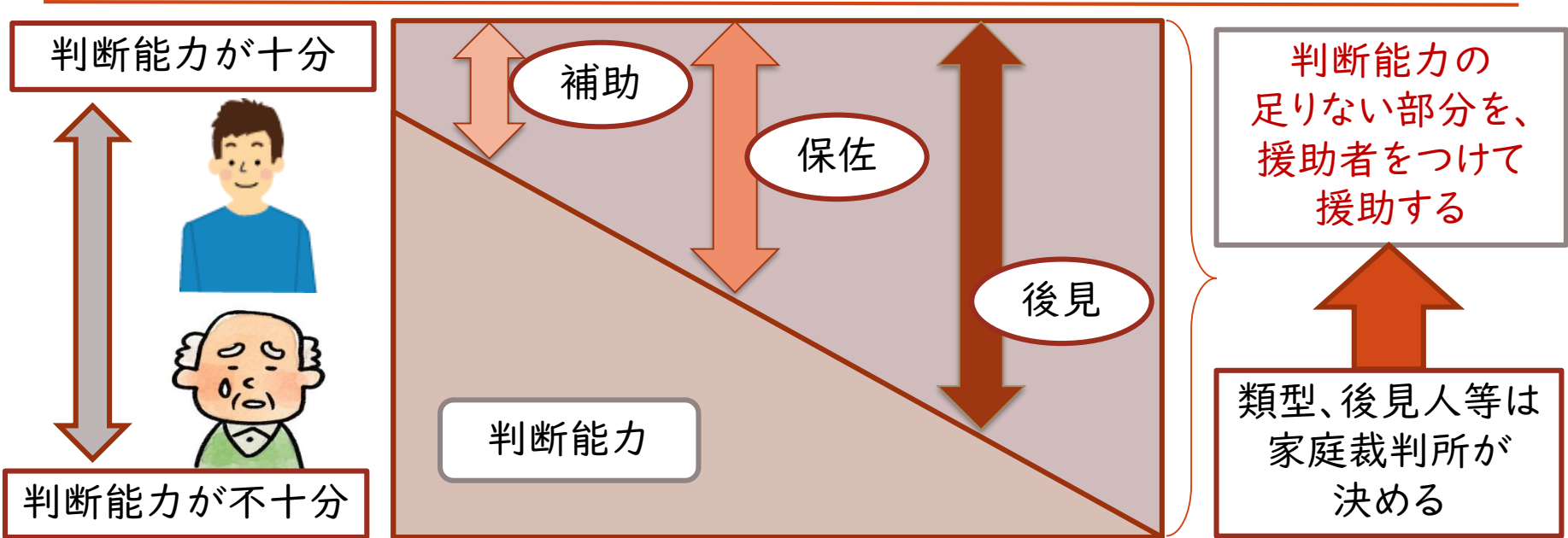
---

成年後見制度では、**判断能力が不十分な方に後見人等（法定代理人）**をつけて本人の望む暮らしの支援を**法律行為や財産管理**を通して行います。

お財布の中身をみながら本人の生活を共に考える



# 成年後見制度 3つの類型



※日用品の購入その他日常生活に関する行為は取消しができない

程度	類型	援助者	援助される人	援助のための権限
重度の人	後見	成年後見人	成年被後見人	包括的な代理権
中度の人	保佐	保佐人	被保佐人	法定同意権 + 限定代理権
軽度の人	補助	補助人	被補助人	限定同意権 + 限定代理権

# 障害のある人の相談事例

B型事業所の利用者でもある知的障害のあるAさんが（療育手帳B 中程度）ひとりでショッピングに行った際に宝石を勧められ、**40万円**のローンを組んで購入しました。収入は障害年金（月額約6万円）と工賃（2万円）です。

**母親は困ってあなたに相談**をしました。



Q1 あなたはどうしますか？





# 障害のある人の相談場面

---



相談場面から  
成年後見制度を理解しましょう

映像をごらんください

---

# 本人にとって必要な支援とは



成年後見制度は時に劇薬的な効果はありますが万能薬ではありません



本人にとってなるべく制限の少ない支援方針の検討が必要です

誰かにお金の管理をしてもらう…  
自分だったらどうですか？



# 成年後見制度と日常生活自立支援事業



	成年後見制度	日常生活自立支援事業
判断能力	判断能力の不十分な方 医師の診断書 または精神鑑定	判断能力は低下しているものの事業の意味を理解して契約締結ができる方
手続き	家庭裁判所へ申立 後見・保佐は本人同意なくとも申立てが出来る	社会福祉協議会へ相談 申請契約 本人自身の利用意思 契約締結能力
費用	申立費用 13,000円程度 (鑑定費用3万~5万円) 専門職後見人への報酬	生活保護受給者は無料 利用援助、金銭管理サービス 1回1200円 書類預かり 年間3000円
権限	類型によって異なる 法的権限	日常的な金銭管理、 福祉サービスの利用支援
終了	本人の死亡 判断能力の回復	本人の死亡 本人の自由意思で解約可能 実施期間からの解約

# 成年後見制度ではできないこと



後見人には**出来ない**こと

- 医療同意
- 身元保証・身元引受
- 身分行為  
(婚姻・離婚・認知・遺言など)



手術しゆじゆつをする、しないをき決める  
実際じっさいに介護かいごをする

後見人の**役割**ではないこと

- 実際の介護や身の回りの世話（事実行為）
- 病院受診の付き添い
- 葬儀、永代供養 など
- 緊急連絡先となること



ティッシュなどの日用品にちようひん  
の買いものかを代わりかにする

# 身元保証や医療同意への対応



## ◆施設や病院で求められる身元保証人の主な役割

- 費用の支払い
- 緊急連絡先
- 身元引受 円滑化法、墓地埋葬法、事務管理

## ◆身元保証人署名への場合の対応

~~身元保証人~~ 成年後見人 ○○ と署名

## ◆医療同意への署名について

~~○○に同意します~~ 説明を聞きました  
成年後見人○○と署名



# 円滑化法（民法873条の2）死後事務について



- 成年後見人は、本人が死亡した場合において、必要があるときは、本人の相続人の意思に反することが明らかなきを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為をすることができる。ただし、第三号に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。
- 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為
- 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済
- その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（前二号に掲げる行為を除く。）



※ 上記は成年後見人のみに規定（保佐・補助の場合は事務管理または応急処分義務）

# 「成年後見制度利用促進専門家会議」における 制度の見直しに関する指摘事項(第2期計画)



## ○ 成年後見制度の**有期的利用の可否**

- ・他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって**適切な時機に必要な範囲・期間**で利用できるようにすべき

## ○ 成年後見制度の**3類型の在り方**

成年後見制度の**3類型**(後見・保佐・補助)を廃止して、事案に応じて権限を付与すべき

## ○ 成年後見人の**柔軟な交代**

本人が必要とする**身上保護や意思決定支援の内容**やその変化に応じ**後見人等を円滑に交代**できるようにすべき

# 申立ての流れと費用



書類作成を  
司法書士等に依頼



銀行など

①本人・配偶者・4親等内の親族が申立



裁判所  
申立費用

家庭裁判所



② 調査  
鑑定  
審問



鑑定費用



後見報酬



成年後見人

④登記証明書をもって  
本人の代理など本人のため  
後見活動をする



東京法務局

③成年後見人を選任・登記

※成年後見登記に関する証明書については、住所・本籍にかかわらず、全国の法務局・地方法務局の本局戸籍課窓口で申請できます。





# 登記事項証明書

登記事項証明書

保佐

保佐開始の裁判  
【裁判所】名古屋家庭裁判所  
【事件の表示】令和5年(家)第 号  
【裁判の確定日】令和5年 月 日  
【登記年月日】令和5年 月 日  
【登記番号】第 号

被保佐人  
【氏名】  
【生年月日】 年 月 日  
【住所】愛知県 市 町 丁目 番地 サンハウスあさひの4G  
【本籍】愛知県 市 町 丁目 番地

保佐人  
【名称又は番号】特定非営利活動法人東海東部権利擁護支援センター  
【主たる事務所又は本店】愛知県日進市竹の山4丁目301番地  
【議長の任期満了日】令和5年 月 日  
【登記年月日】令和5年 月 日  
【代理権付与の裁判確定日】令和5年 月 日  
【代理権の範囲】別紙目録記載のとおり  
【登記年月日】令和5年6月14日

【証明書番号】 2023- ( 1 / 3 )

登記事項証明書 (別紙目録)

保佐

代理行為目録

(別紙)

代理行為目録

- 1 預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引(解約(取込)及び新取口座の開設を含む。)
- 2 定期的な収入の受領及びこれに基ける簿手続(年金・障害手当・生活保護その他の社会保障給付、臨時給付金その他の公的給付)
- 3 情報通信(携帯電話、インターネット等)に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払
- 4 介護契約その他の福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに選付金等の受領
- 5 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請(各種給付金及び選付金の申請を含む。)及びこれらの決定に関する不服申立て
- 6 医療機関及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに選付金等の受領
- 7 現金の申付、納付、更正、選付及びこれらに関する簿手続
- 8 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- 9 以上の各事務に関連する一切の事項(戸籍簿抄本・住民票の交付請求、公的な届出、手続等を含む。)

以上

登記年月日 令和5年 月 日

【証明書番号】 2023- ( 2 / 3 )

登記事項証明書

保佐

上記のとおり後見登記等ファイルに記載されていることを証明する。

令和5年 月 日

東京法務局 登記官

【証明書番号】 2023-0100-51458 ( 3 / 3 )

保佐・補助の場合にはそれぞれ代理権や同意権がお一人ずつ異なります  
保佐人・補助人が支援できる内容について登記事項証明書に明記しています

# 後見人等への報酬

後見人の事務の内容等

財産  
管理

身上  
保護

など



裁判官に  
よる審判



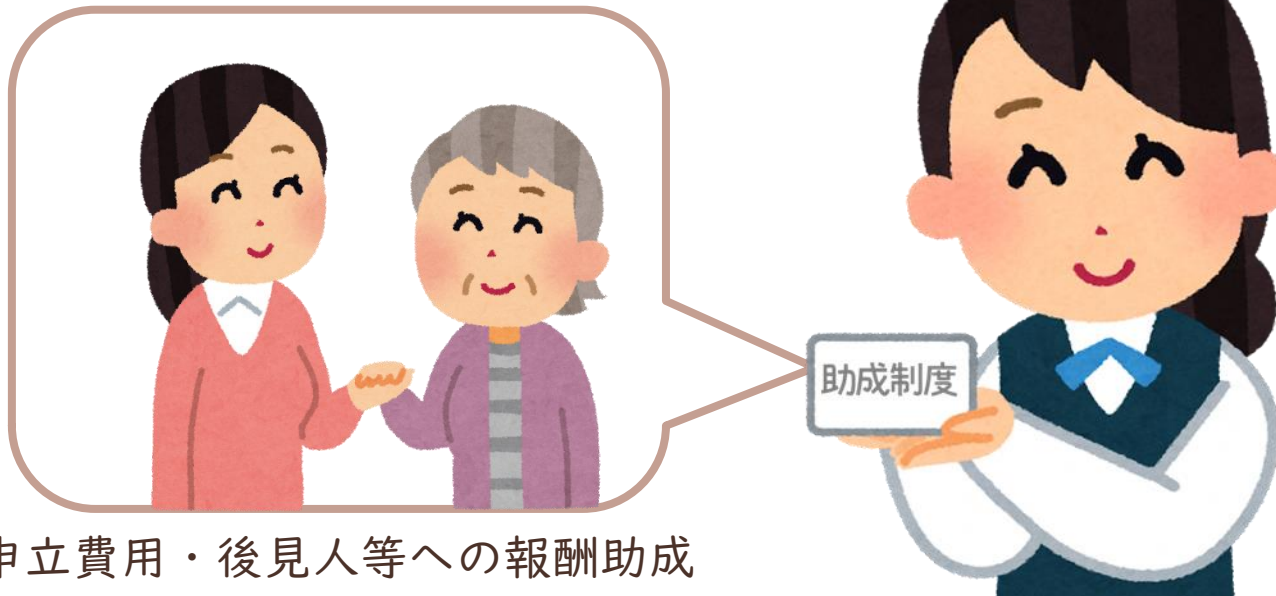
後見報酬

- 1 成年後見人等は家庭裁判所へ定期的に事務報告書を提出します。
- 2 後見人等は家庭裁判所へ報酬付与申立てを行うことができます。
- 3 報酬額は裁判官が後見人の事務の内容等を考慮して決定します。

# 低所得の方への助成制度

低所得の方には成年後見制度が利用できるよう、  
市町村による成年後見制度の助成制度があります。

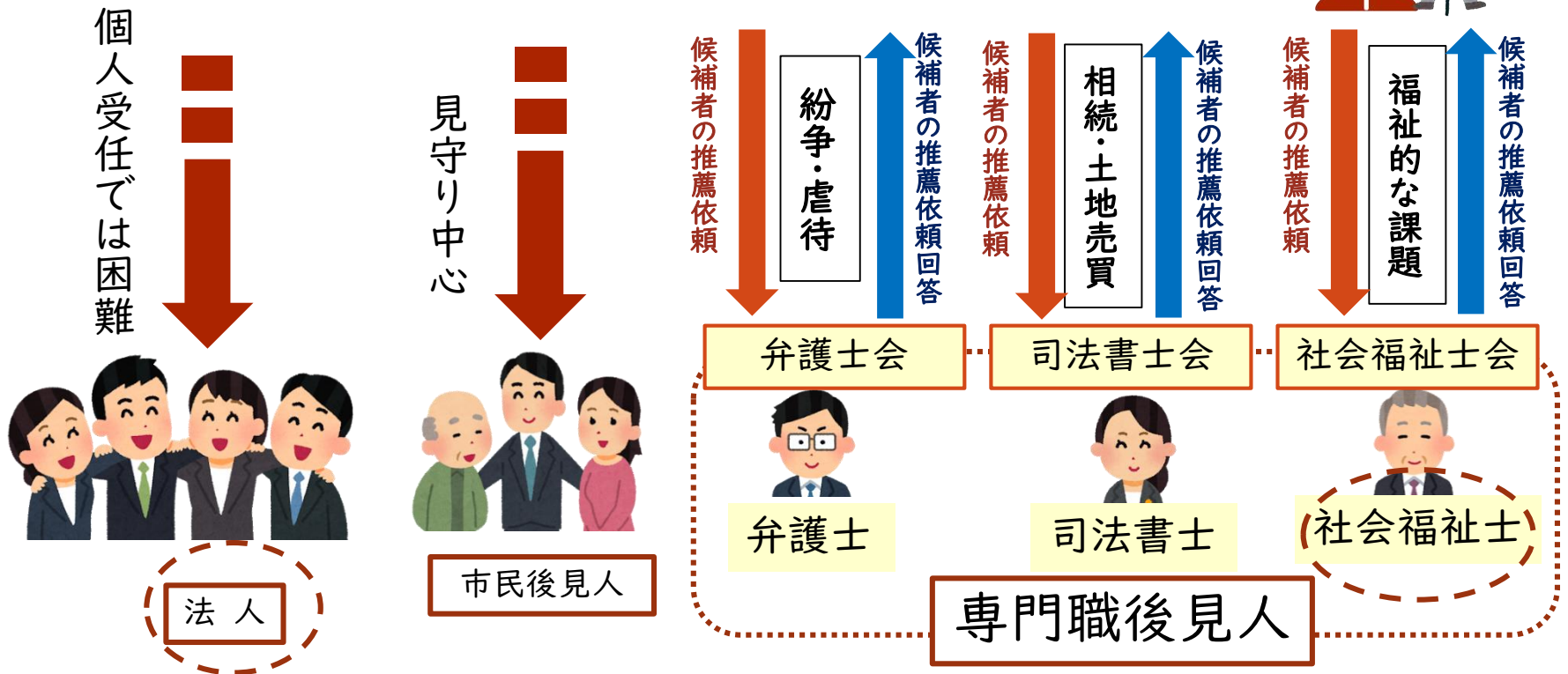
(みなさんの地域の利用支援事業を調べてみましょう)



※申立費用・後見人等への報酬助成

# 本人にとって適切な候補者の調整

中核機関＝ 課題に応じた候補者の調整



## 法人後見の担い手の育成と活用～家庭裁判所の視点から～



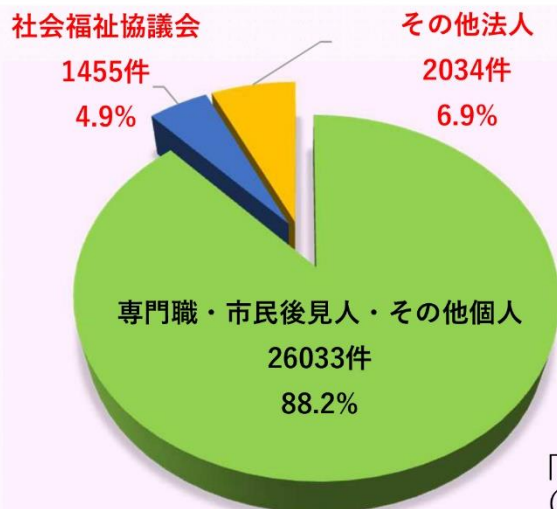
### 次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ

「法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要がある。」

「社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成や、多様な主体による法人後見が実施されるよう、周知・啓発等が行われるべきである。」

「最高裁判所には、各家庭裁判所における**選任の際の考慮要素等を集約し、明確に共有可能な形で整理する**等して、各家庭裁判所と中核機関等との間の必要な意見交換が可能となるよう、積極的に後押しすることが期待される。」

### 親族以外の後見人等に占める法人の割合



親族以外の後見人等のうち、**法人は約12%**  
**(社会福祉協議会が約5%、その他法人が約7%)**。



社会福祉協議会以外の**法人の活用が課題**

「成年後見関係事件の概況」より抜粋  
(令和2年1月から令和2年12月まで)

# 法人後見の育成

第二期基本計画における「担い手の確保・育成の推進」に関する記載

## ○基本的考え方

制度の**利用者増に対応するため**の後見人等の担い手確保、比較的**長期**にわたる制度利用が想定される**障害者**や、**支援困難**な事案への対応などの観点から全国各地で取組を推進していく必要がある。

社会福祉協議会による後見活動の更なる推進及び  
**社会福祉協議会以外**の法人後見の担い手の育成も必要

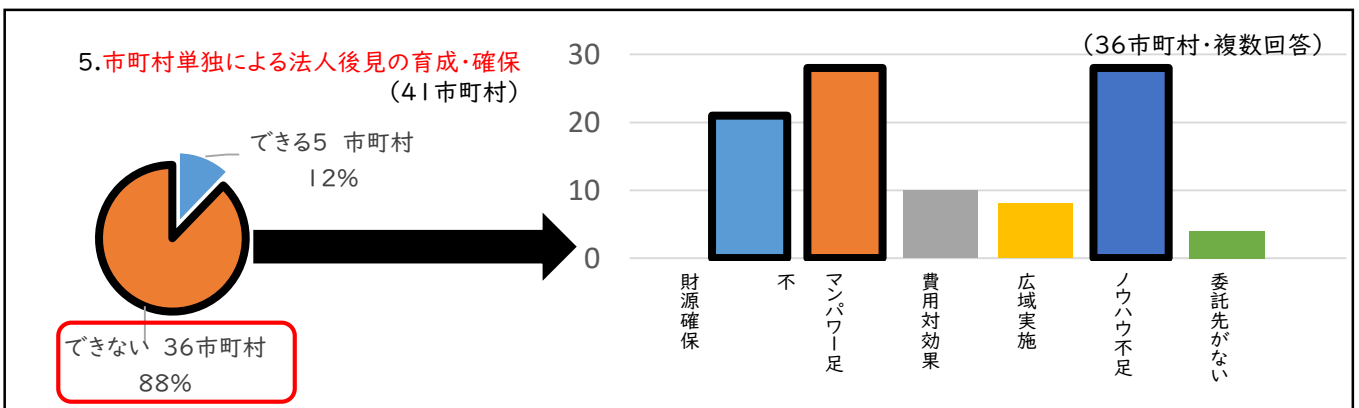
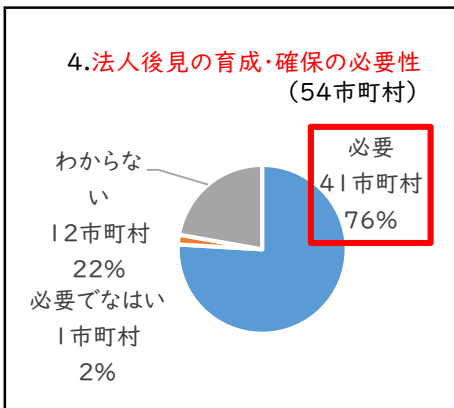
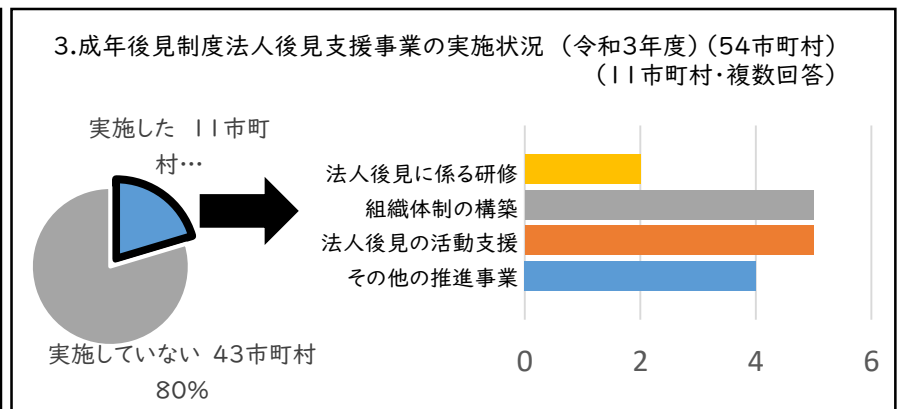
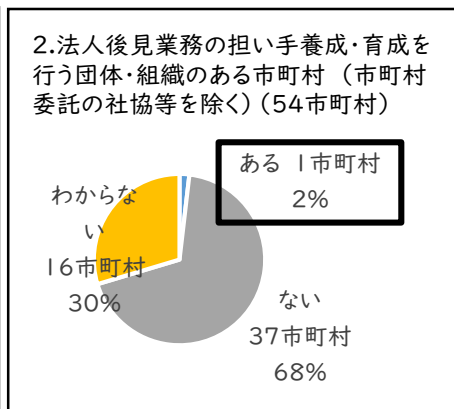
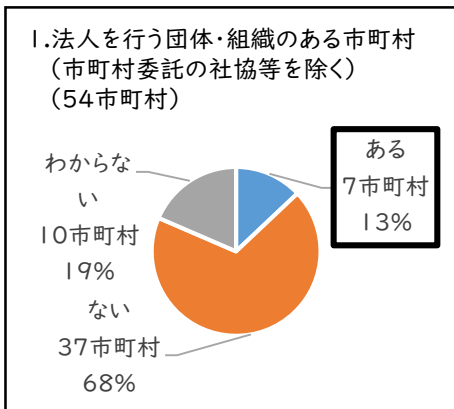
○法人後見実施のための**研修カリキュラム**の周知等（略）

○**都道府県**による法人後見実施のための**研修の実施**と**交流支援**（略）



# 法人後見実施機関育成における課題

1. **法人後見の育成・確保の必要性**は41市町村、全体の**約76%**が感じている。
2. 一方、必要性を感じる41市町村において、**単独での法人後見の育成・確保は36市町村、全体の約88%**が**困難**と感じている。
3. その理由は「人材不足」「知見が乏しい」「財源確保ができない」等が挙げられている。



# N社会福祉法人による 公益的取組としての法人後見実施の相談（尾張東部圏域）

## 意識の醸成

- N社会福祉法人理事長（地域福祉計画策定委員や自立支援協議会委員等を務める）からの相談
- 障害者の親からの相談が多い
- 法人としても地域の権利擁護を一緒に考えたい



## 事業準備 （公益的取組としての 自主事業）

- 専門家会議資料 法人後見考慮要素を参考
- 行政への相談承認 定款変更
- **利益相反の回避 同法人の入所者以外を受任対象**

法人を選任する際の考慮要素	
<b>検討の視点（例）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 業務内容に必要事項を履行する能力があるか</li><li>○ 職員、役員、理事等が一定の人数、必要資格、専任を確保しているか</li><li>✓ 業務担当者に対する監督管理体制は適切か</li><li>○ 法人の業務内容に必要事項を履行する能力を確保しているか</li><li>✓ 利益相反に対する管理体制は整備されているか</li><li>○ 利益相反の回避方法が適切か</li><li>✓ 不正受託等のリスクが適切であるか</li><li>○ 法人後見制度の効果がとれているか</li></ul>	<b>留意資料（例）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>• 役員名簿</li><li>• 役員報酬、役員誌</li><li>• 法人後見の実施に関する規程や要綱</li><li>• 法人内部の権限関係の規程や要綱</li><li>• 職員及び事務担当の人数及び専任状況</li><li>• 不正受託の防止策</li><li>• 法人後見の効果がとれているか</li></ul>
<b>検討の視点（例）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 法人の職に必要事項を確保しているか</li><li>○ 法人の業務内容に必要事項を履行する能力を確保しているか</li><li>✓ 業務内容に必要事項を履行する能力があるか</li><li>○ 業務内容に必要事項を履行する能力を確保しているか</li></ul>	<b>留意資料（例）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>• 役員名簿</li><li>• 役員報酬、役員誌</li><li>• 法人後見の実施に関する規程や要綱</li><li>• 法人内部の権限関係の規程や要綱</li><li>• 職員及び事務担当の人数及び専任状況</li><li>• 不正受託の防止策</li><li>• 法人後見の効果がとれているか</li></ul>

## 人材育成

- 中核機関が実施する研修に参加 全4回
- 成年後見制度実務講座
- 成年後見制度の基礎知識等
- 具体的活用事例など



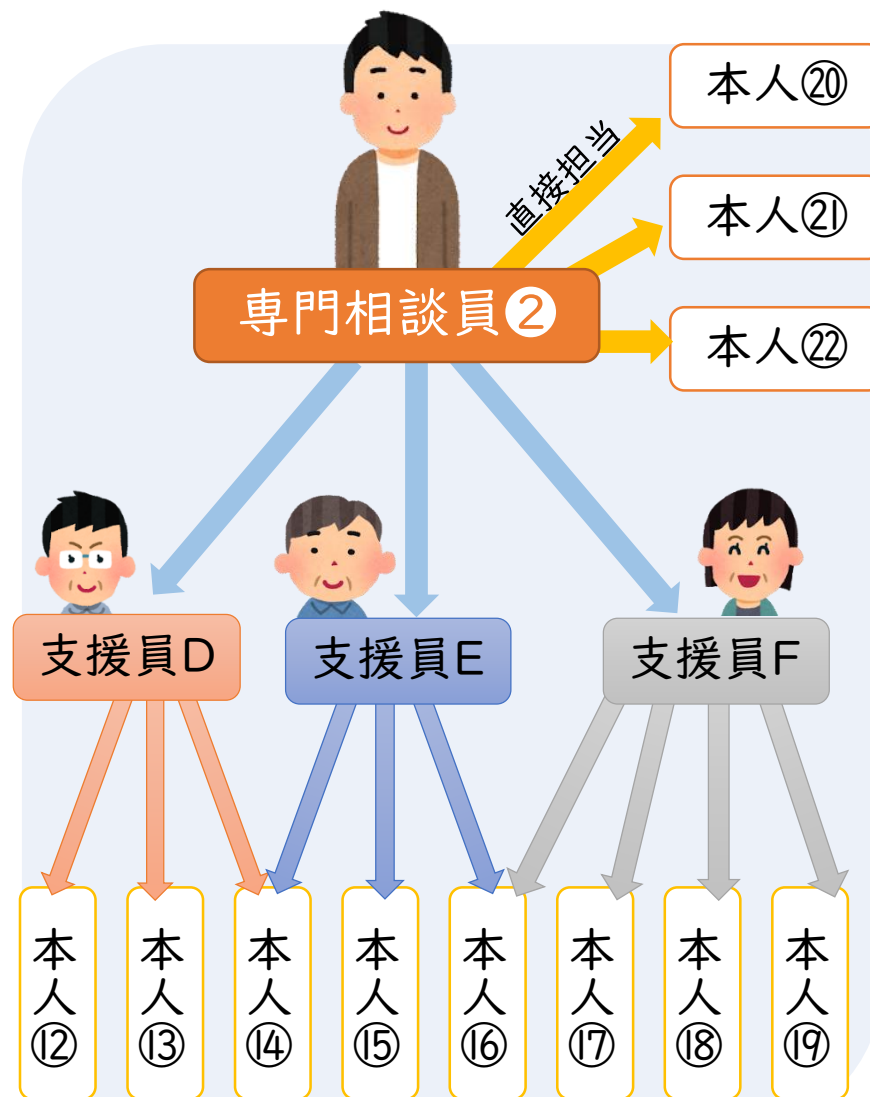
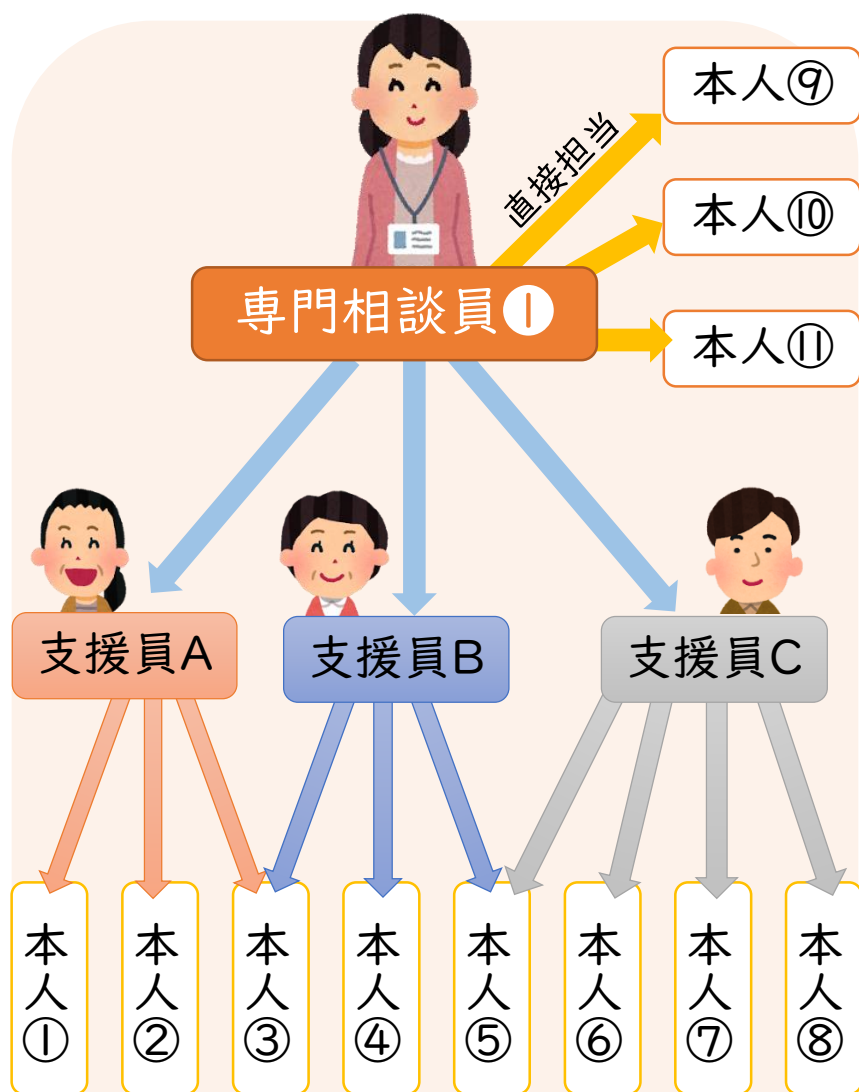
## 課題

- 法人後見実施団体を育成するための**周知や研修カリキュラム**
- **法人間の交流**や地域への周知啓発

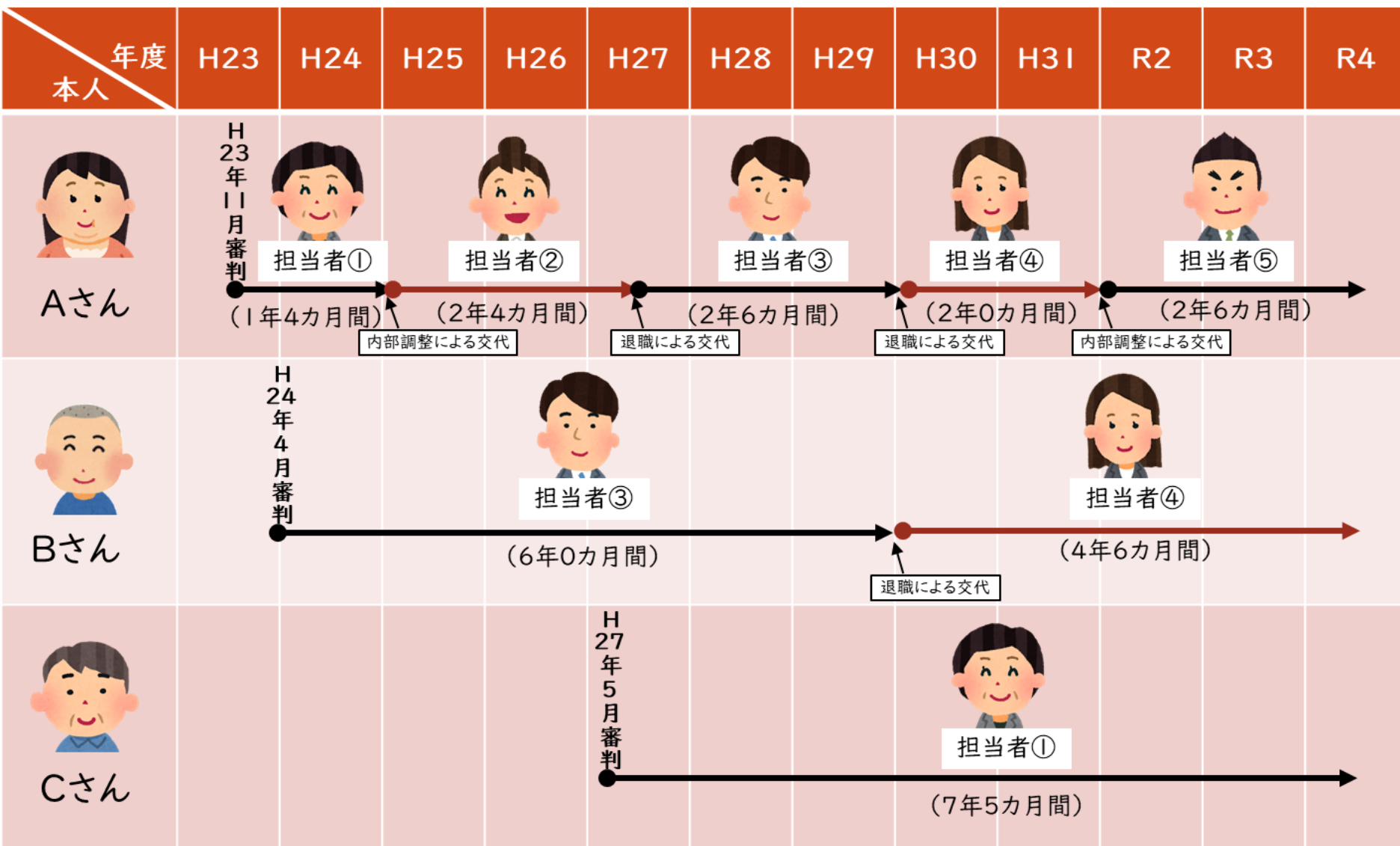


# 法人後見実務の実際 (A社協の例)

※ 法人後見を実施している社協は28% (全国1741社協のうち490社協が実施) 令和元年9月時点



# 法人後見実務の実際（あすライツの場合）



○担当者の交代は基本的に行わない

○交代の場合は本人同意のもと負担や影響の少ないように配慮して行う

# 法人後見実務の実際（あすライツの例）

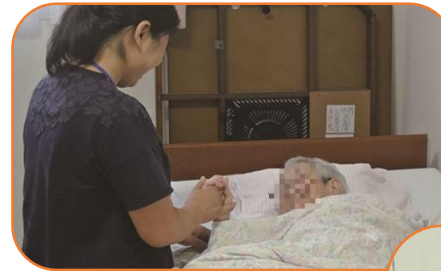
## (1) 身上保護：相談員による担当制（支援員による買い物等の分担）

- ・本人面談による相談  
生活状況の把握
- ・契約行為
- ・行政手続き
- ・各種申請
- ・ケース会議出席・開催依頼

相談員が  
担当



【自宅や施設でのご本人との面談の様子】



【ご本人がセンターに  
来所されることもあります】



- ・銀行での手続き
- ・買い物、金銭のお届け

支援員が  
担当



家電用品の買い替えなど

# 法人後見実務の実際（あすライツの例）

## 身上保護の重視 法人後見のデメリット（顔の见えない後見）の回避

1. 相談員1人あたり**10人までの担当制**  
本人との関係性を重視



2. **後見支援計画書**の作成（担当相談員）

- ① 担当相談員による個別の後見支援計画書を作成
- ② **相談員会議**（社会福祉士8名）にて共有しスーパービジョンにより修正
- ③ **更新作成**（定期報告時に見直し）

相談員会議 月2回



3. 職員会議にて法人受任している全員の被後見人等の状況を全職員が共有する（月1回）



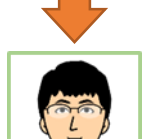
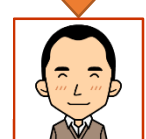
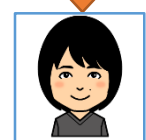
本人からの頻回な電話  
多機関からの事務連絡等  
誰が出ても内容がわかる

# あすライツによる法人後見の実務の実際

## (2) 金銭管理

不正やミスを防止するために複数で分担する仕組み(不正が起こらない環境をつくる)

- ① 施設等より相談員が請求書を受領(本人請求含む)
- ② 相談員が内容・金額を確認し、出金伝票を起票(請求書・領収書添付)
- ③ センター長が内容・金額を確認
- ④ 出納担当者が金融機関で出金・振込  
(出金金額・振込金額等通帳確認)
- ⑤ 出納担当者が通帳に支払先等の内容記入
- ⑥ 経理担当者が通帳からの出金金額や振込金額等を確認
- ⑦ 相談員が本人に生活費などをお渡しする



# 市民後見人とは

市民後見推進事業は平成20年度から始まりましたが、これまで市民後見人の統一した定義がありませんでした。

そこで、第2期成年後見制度利用促進基本計画で定義を定めました。

市民後見人とは、判断能力が不十分な本人の、その人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた専門職や親族ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指します。



# 市民後見人の活動の様子

---



映像をご覧ください





# 成年後見制度の基礎理解および 意思決定支援の基本的考え方

---

- ① 成年後見制度利用促進法と中核機関
- ② 成年後見制度の基礎理解  
休憩
- ③ 意思決定支援の基本的考え方





# 意思決定支援とは何でしょうか？



意思決定支援とは、支援者らが、本人に必要な情報を提供したり、本人の意思や考えを引き出したりして、本人が「自分で決める」のを支えるための実践のことをいいます。



後見事務のガイドラインでは、判断能力が低下した本人であっても、「自分のことは自分で決める」ことができるという考え方に立っています。

## 第1原則 / 意思決定支援の原則①

### 第1原則 意思決定能力の存在推定

全ての人は意思決定能力があることが推定される。

どのような人であっても、本人には意思があり、  
決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします。

意思決定支援については様々な考え方があります。  
考え方の1つとして紹介するものです。



本人には決める力がある  
という前提で関わる



# 自分で決めることの支援

- 情報を提示されて自ら選択すること
- その情報を知って、体験したりすること
- 自らの選好によって決める経験をする



いちばん嫌なのが、わからないからといって、見た目の行動だけで気持ちまで決めつけられることです。

答えられなくても尋ねてくれたらいいのにと思います。

僕について話しをしているにもかかわらず、まるで僕がそこにはいないかのような態度をされると傷つきます

自分はその辺の石ころみたいな存在なのだろうか。

「自閉症の僕が飛び跳ねる理由」 東田直樹

障害のある人たちを障害により自分で物事を決められない人たちだとして本人のためにいろいろなことを決めてきた支援者のしてきたことは、

彼らの「**自分のことは自分で決める**」の権利や、  
かけがえのない人生を奪ってきたのではないのでしょうか。

## 日常生活場面での気づき（障害児の母）



小さい時から外食時、毎回食事の途中で怒り出し泣きわめくので、その場から連れ出さなければならず、当時はその理由がわからなかった。

ある時、怒り出した際に好きなものを食べさせたところ、落ち着きを取り戻したので、本人が自分の好きな順番に食べたかったのだと分かった。

それ以来、次に食べたいものを聞くと、自分（母親）の手を持って『これ』と指し示すようになり、以前のように泣きわめくことは無くなった。食事をする際に介護者が思うままに食べさせていたことに気づいた。



## 2 意思決定支援のポイント

### 意思形成支援：ケバブは知らなきゃ食べられない

適切な情報、環境、認識の下で、  
意思が形成されることを支援します。

「なんて書いてあるの？」

メニューから注文しよう  
としても、メニューが読  
めなければ選べない。

「ケバブってなに？」

メニューが読めたとして  
も食べたことがない料理  
を選ぶことは難しい。

考えを邪魔するような働  
きかけがあると決めるこ  
とは難しい。



意思を決定するためには、その内容についての適切な情報が必要となります。

## 2 意思決定支援のポイント

### 意思表明支援

形成された意思を適切に表明・表出することを支援します。

「早く決めて!」「前に決めたことと違う!」

など、支援者が決断を迫る態度で接したり、本人の以前の発言の責任を問う態度で接すると心からの希望を表現・表明しにくい。

本人の表明した意思に疑問や迷いがあるときは、意思形成プロセスを振り返り、再度確認する。

「選んだ理由を聞いてもいい?」

言葉で表現されていることとは別の「本当の思い」があることもある。

時間の経過で意思は変わることもある。また重要な決定は、再度確認することも必要である。



心の中で決めていても、それを表明・表出するには、適切な環境が必要となります。

## 2 意思決定支援のポイント

### 意思実現支援

本人の意思を日常生活・社会生活に反映することを支援します。

「あなたには無理じゃない？」

本人の意思が無視されたり否定されたりすることが続くと、意思形成、意思表示の意欲は弱まる。

「食べたい」「自分でつくりたい」

意思実現のプロセスにおいても本人がその能力を最大限に活用して参加することが本人の力となる。

本人の意思と本人以外の人の意思が相反してしまい、本人の意思だけを尊重できない場合でも、だれかが我慢するのではなく、みんなの意思が尊重される選択肢はないか諦めずに考えることが大切。



本人とともに意思の実現を目指して取り組むことが、(本人やチームの)経験の豊かさにもつながります。

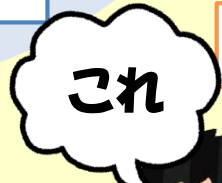


意思決定支援とは、支援者らが、  
 本人に必要な**情報**を提供したり、  
 本人の**意思**や**考え**を引き出したりして、  
 本人が「自分で決める」のを、  
**支えるための実践**のことをいいます。

意思形成支援

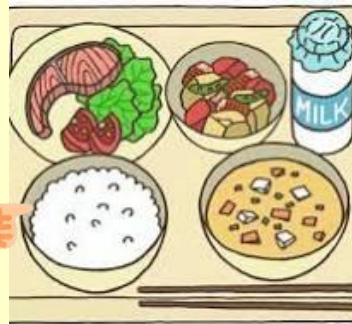


わかりやすい情報



意思を伝える

意思表示支援



食べる(介助をうけて)

意思実現支援





## ミニワーク

こんな時、あなたなら、どうしますか？



知的障害があり、グループホームに暮らすFさんは、ある日突然、「犬を飼いたい」と訴えてきました。

Fさんの気持ちを考えた時、

あなただったら、どのように対応しますか？

このグループホームは、

ペットを飼うことを禁止しています。



# 意思決定支援とは？



「実現できないA」か「実現できそうなB」かのどちらかを選択させるのが意思決定支援ではありません。

本人が「Aがいい」と表現していることの真意、おもいを受け止めて、「新たなC」という選択肢を一緒に編み出していくということも考えられます。



## 意思決定支援の留意点（障がい者団体からの意見）



\*自分のことを自分で決めることについて支援者が感じるよりも大きなストレスを当事者は感じていると思う。

\*自己決定（意思決定）は当たり前でありながら本人が負担に感じ、パニックや再発を誘発することもあるという意識を支援することが必要。

→意思決定を強要しない



# 意思決定支援とは？

意思決定支援

Supported Decision-Making

本人に**意思決定をさせること**が  
意思決定支援ではありません



今決める必要が無いことを決めることを  
**強制しないことも大切な支援**

「この人になら言える、  
伝えられる関係性をつくること」



# 意思決定支援と代行決定との比較

項目	意思決定支援	代行決定
本人の判断能力 (意思決定能力)や 法的能力の存否	本人に能力がある=支援者 は本人の決定をサポート	本人に能力がない=支援者 が代わりに決定する
本人の法的位置づけ	権利代行の主体	保護の客体(対象)
支援(決定内容)の基本方針	「本人らしさ」が基準 愚行権(愚行の自由)も基本 的には保証される	客観的な価値観、社会の標 準的な価値観を重視
重視される能力の主体	支援者の能力(支援者の意 思決定を支援できる能力の 有無)	本人の能力(本人に能力が ないことが代行の条件)
正当化原理	自己決定権	パターンリズム

# 後見人等への意思決定支援研修(国研修)

## 令和2年～3年度実施(約4300名受講)



項目	内容
対象者	後見業務に携わる方 (専門職後見人を中心とするが親族後見人、市民後見人も希望があれば受講できる)
研修の目的	被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を進める。
研修の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフトを踏まえた“気づき”を得る</li> <li>・後見人が、意思決定支援を踏まえた後見実務にやりがいや達成感を感じて前向きに取り組めるきっかけ作り</li> <li>・後見事務における意思決定支援の実施において必要不可欠と考えられる考え方及び知識について習得</li> </ul>
研修で取扱う内容・範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援と代行決定</li> <li>・意思決定支援がなぜ必要か(動機付けになる具体的イメージの提示)</li> <li>・後見事務における「意思決定支援」</li> <li>・意思決定支援WGにて作成されているガイドラインの説明</li> <li>・Q&amp;A、グループワーク資料</li> </ul>
研修方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講義(座学) ・映像教材 ・ 演習・グループワーク</li> </ul>



## ロールプレイ -体験から考えよう②-

自分の意思を確認してもらえない、表明しても無視されるロールプレイ その2

## 【あなたの状況】（設定）

- あなたは50代で自閉症です。
- グループホームへ入居し、作業所へ通っています。
- 趣味は傘を集めることです。傘は、幼い頃に雨のなか母親と楽しく遊んだ思い出のあるものであり、楽しい子ども時代の象徴です。
- 集めてきた傘に囲まれているととても落ち着いた気分になります。一方で、傘が無くなると、自分の居場所が無くなってしまいうような気持ちになり、不安になります。
- そんな中、今日久しぶりに後見人が面会に訪れました。



- あなたは、言葉をうまく発することができません。
- あなたは、気持ちを外に表現することができません。

あなたの後見人が面会に来ました



ロールプレイ

2





## 考えてみましょう

---

- Q1 あなたが本人だったら  
どんな気持ちになりましたか？
- Q2 もしあなたが後見人だったら  
どのように対応しますか？

# あなたが後見人だったらどうしますか？

## 本人の状況

居室に傘がいっぱい片付けられない



## 施設職員



課題を  
解決・改善  
したい

## 後見人



この傘、  
どうしますか？

## (あなた)



# 意思決定支援の基礎理解

## 意思決定支援が目指すもの

後見人等のみではなく、さまざまな事業者や地域住人を含めた社会全体によって、判断能力が不十分な方の意思を尊重し、権利を擁護する地域共生の取組みを全国的に進めていくもの。



### 後見人等として意思決定支援を行う局面

本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面

1

施設への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場合。

2

自宅の売却、高額な資産の売却等、法的に重要な決定をする場合。

3

特定の親族に対する贈与・経済的援助を行う場合など、直接的には本人のためとは言い難い支出をする場合。

# 意思決定支援の前提として理解する －本人と支援者の本質的な関係①－



## 本人と支援者の本質的な関係 ①

本人（支援の受け手）は、支援者との関係において、対等な立場に立ちにくい心理的制約を抱えている。

### 「おそれ」

こんなこと言ったら、  
〇〇してもらえなくな  
るかも…。

### 「自己抑制」

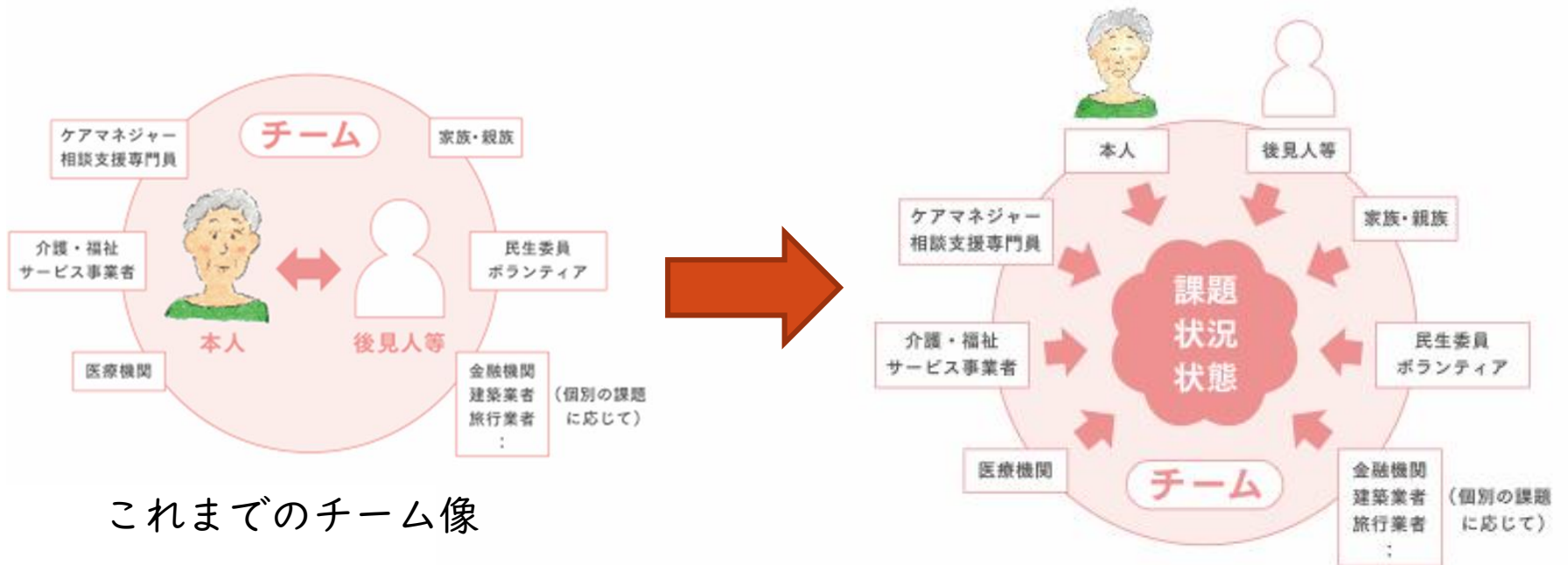
お世話になっているのに、  
わがまま言えない…。

### 「あきらめ」

言っても  
しょうがない…。

# 本人とともに課題を解決していくチーム像

「本人は意思決定支援を受ける対象（客体）である」から、  
 「本人は支援を受けて意思決定を行う主体である」という視点への転換。



出典：ソーシャルワークの理論と実践の基礎、公益社団法人東京社会福祉士会、2019年、  
 へるす出版 88頁 図3-4 協働体制の変化（福山和女）より一部改変引用  
 出典：公益社団法人日本社会福祉士会主催「地域における意思決定支援の実践に向けて」

## 1 意思決定支援と代行決定 意思決定支援及び代行決定のプロセス原則

### 意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

1. 意思決定能力の存在推定
2. 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性
3. 不合理にみえる決定 ≠ 意思決定能力がない
- .....
4. 本人の推定意思に基づく代行決定
- .....
5. 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定
6. 代行決定の限定行使
7. 第1原則へ戻る

この原則は、意思決定支援と代行決定の考え方の1つとして示しているものです。第4原則については、成年後見人等に広い法的代理権(権限)を持つ存在であることから、より慎重な対応が求められる代行決定の領域に位置付けています。

## 第1原則 / 意思決定支援の原則①

### 第1原則 意思決定能力の存在推定

全ての人は意思決定能力があることが推定される。

どのような人でもあっても、本人には意思があり、  
決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします。

意思決定支援については様々な考え方があります。  
考え方の1つとして紹介するものです。



本人には決める力がある  
という前提で関わる



## 第2原則 / 意思決定支援の原則②

### 第2原則 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性

本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を  
尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

意思決定のための最適な環境（ベストチャンス）を整えるための  
支援をし尽くさなければ、代わりに決めることはできません。



あらゆる支援をし尽くして



### 第3原則 / 意思決定支援の原則③

**第3原則 不合理に見える決定≠意思決定能力がないということ**  
一見すると不合理に見える意思決定でも、  
それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

後見人等からみて、合理的とはいえない判断をしたとしても、  
それだけで意思決定能力がないと考えてはいけません。



不合理に見える決定も  
尊重されるべき

## 第4原則 / 代行決定の原則①

後見人等には法的代理権が付与されていることから、代行決定の原則として整理しています。

### 第4原則 推定意思に基づく代行決定

意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、推定意思に基づく代行決定に移行します。この場合、明確な根拠に基づき、本人の意思を推定します。



〇〇だから、この人ならば、  
〇〇を選ぶはず

## 推定意思をとらえるには？

本人の意思の推定（本人の意思と選好に基づく最善の解釈）を行うには、以下の方法があります。

- 本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、好き嫌い等の情報を把握する。
- 本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積する。
- 本人をよく知る関係者（支援チーム）が、関連情報を複合的視点で評価する。

あなたのことをもっと知りたい  
対話を重ねる

### 関連情報の発見・収集

- 生活環境
- 他者との関係性
- 意思表示方法
- 本人の表情・感情・行動



### 関連情報の評価（信頼性）

- 情報の確かさ
- 情報の新鮮さ
- 事実の詳しさ
- 複合的視点による吟味

本人の  
意思を  
推定

## 第5原則 / 代行決定の原則②

## 第5原則 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

①本人の意思が推定できない場合や、  
②表明されている意思が本人にとって見過ごすことができないような重大な影響を生じるものである場合には、



(本人にとっての)最善の利益に基づく方針を採ります。  
この場合、本人の信条・価値観、選好を最大限尊重します。



この人にとっての、一番よいことは？

先延ばしにできない  
他に手段がない  
必要最小限の範囲

## 第6原則 / 他者が決定する場合の原則

### 第6原則 代行決定の限定行使

本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限る、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

本人を護るためにこれ以上先延ばしにできない場合で、さらに他に手段がない場合には、代わりに決めることになります。代わりに決める際も、本人にとって最も制限が少ない手段を検討します。



どうしても必要なときは、  
もっとも制限が少ない方法で

## 第7原則 / 意思決定支援の原則へ

### 第7原則 第1原則へ戻る

一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

代わりに決めなければならなかったとしても、ずっと代わりに決め続けることはできません。次の意思決定の場面では、「決める力がある」という前提で関わりを始めます。



本人には決める力があるという  
前提に戻る

# 事例の概要

- 重度心身障害者であるAさんの胃瘻造設について、本人への説明と選択における課題
- 成年後見制度では、医療同意は認められていない
- その中で、本人の意思決定支援およびQOLの視点から成年後見人として介入した事例



- (1) 重度心身障害者に対する意思決定支援
- (2) 意思決定支援におけるエンパワーメント

# 1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

## 知っておきたい4つのこと

①

「意思決定支援」では、すべての人には意思があるという前提に立って、本人が自分で自分のことを決めるにあたり、一人ひとりに合わせた支援をおこなうことを大切にします。

②

障害者権利条約には、“私たちのことを私たち抜きで決めないで”(Nothing About us without us) というメッセージがあります。その意思決定に、“私(本人)”は本当の意味で参加していますか。

③

「私の人生を私として生きる」希望どおりといかずとも、いろいろな間違いや不自由もあるけれど、自ら選択し、自分の生活・暮らしを生きていると感じられるでしょうか。

④

それぞれの環境や状況に応じて、必要な配慮や支援を受ける機会が保障され、本人の意思が尊重される社会、本人の尊厳が確保される社会の実現が望まれます。



### 3 実践と原則

## 大切なのに、難しい。それはなぜ？

#### ① 「意思」そのものがもつ難しさ

- 意思は変化していくもの
- 言葉と心、行動は必ずしも一致しない
- だから、他者が本人の意思を把握することは難しい

#### ② 「正解」がない難しさ

- 選んだ瞬間はベストだと思っていたものが、時がたつと後悔に変わったり、その逆もある
- いろいろな評価があって、何が正解かが分からない
- 誰から見たか、どの時点から見たかで、正解が違ってくる

#### ④ さまざまな「場面」で行われる難しさ

- 生活、人生は意思決定の連続
- さまざまな対象、場面についての意思決定支援のガイドラインがあるが、実際の生活では、場面は綺麗に分かれていない

#### ③ いろいろな「人」が関わる難しさ

- いろいろな視点・価値観をもつ人が関わるのが大切（ひとりよがりにならない）
- けれども、立場や職種によって意見が異なり、一致しない
- みんなの事情を優先することも起こりやすい

いろいろな難しさがあるからこそ、意思決定支援の原則は、共有しておくことが大切です。